

三原市立南小学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標の達成をめざし、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、教職員が同一の基準で指導にあたるためのものである。

第2章 学校生活に関すること

(服装)

第2条 衛生的で小学生らしい身だしなみに気をつけ、華美にならないよう、健康で安全な学校生活を送ることができるよう心がける。

学校が定める服装等

(1) 標準服（制服ではなく標準服とし、服装の基準に幅を持たせる）

標準服	色の基準	その他の基準
ポロシャツ	白	<ul style="list-style-type: none">○半袖又は長袖で襟のあるもの (※襟なしのTシャツ、タートルネック等は不可)○ワンポイントは可 (※柄もの・ライン入りは不可)
セーター ベスト カーディガン		<ul style="list-style-type: none">○襟もまたはVネックまたはクルーネックとする○ワンポイントは可、柄もの・ライン入りは不可○フード付きは不可
ズボン	紺・黒 を基本とする	<ul style="list-style-type: none">○ハーフパンツ (※ジャージ・ジーンズ等は不可) (※柄もの・ライン入りは不可)○冬は、タイツ着用可、長ズボン着用可○スパッツ・レギンス・タイツ・長ズボンの色は紺・黒を基本とする (※柄もの・ライン入りは不可)
スカート		<ul style="list-style-type: none">○プリーツの吊りスカートを基本とする (※柄もの・ライン入り・装飾は不可)○丈は、ひざ丈を基本とする○冬は、スパッツ・レギンス・タイツ着用可○スパッツ・レギンス・タイツの色は紺・黒を基本とする (※柄もの・ライン入りは不可)
ソックス	紺・黒・白	<ul style="list-style-type: none">○ワンポイントは可 (※柄ものは不可)，部分的なライン入りは可○丈は、くるぶしより上で、ひざより下とする
靴	白	<ul style="list-style-type: none">○運動靴 (マジックテープは可)○ライン等の色は白以外でも可○くるぶしが隠れるものは不可
上靴	白	<ul style="list-style-type: none">○靴底の色は白○つま先のゴムは白

※ 寒い時、標準服に重ね着する服（ジャンバーやコート等の防寒着）は自由。

- ・冬季、校舎内では、ジャンバーやコート等の防寒着は脱ぐ。校舎内での基本の服装は、標準服（ポロシャツの上にセーター、ベスト）。ジャンバーやコート等の防寒着は、廊下にあるハンガー一台にかけておく。
- ・フードのあるジャンバーやコートを着用する場合は、フードを頭にかぶらない。
- ・冬季に体調不良等で重ね着する場合は、セーターの下に着る。（フード付きは不可）

(2) 体操服

体操ズボンの下にレギンス・スパッツやタイツを履いて体育の授業をしない。

既定の服装にできない場合は、保護者より担任に申し出て学校の許可を得る。

(3) 水着

スクール水着（名前の布を後ろに縫い付ける）

(4) 水泳帽

入学年度 H29:緑 H30:赤 H31:青 R2:オレンジ R3:白 R4年度入学児童は黄

(5) 手袋・マフラー・ネックウォーマー

冬期は登下校時に着用してもよい。休憩時間は手袋のみ着用してもよい。

耳あては、音が聞こえにくくなり、交通事故等に繋がるため禁止とする。

(6) 名札

学校に着いたら付け、下校時は外して帰る。

(7) 身だしなみ

化粧・マニキュア・ペディキュア・まゆ毛を剃ることは禁止する。ミサンガ・ブレスレット・イヤリング・ピアス等の装飾品も禁止する。

(頭髪)

第3条 清潔かつ自然な髪型を大切にし、学習活動や運動等の教育活動の妨げにならないようにさせる。禁止の髪型をした児童には、保護者へ直すことを依頼する。

(1) 髪型

髪型	前髪が目にかかる長さにする。 前髪が目にかかる場合は黒ピンで留める。髪が肩にかかる場合は、ゴムでとめる（色は黒・紺・茶にする）。カチューシャ・髪飾りはしない。 おだんごにしない。
禁止の髪型	毛染め、パーマ、モヒカン刈り、ラインの入った刈り上げ、著しく左右の髪の長さが違う髪型、部分（前髪、横髪、後髪、頭頂部）によって全体と著しく髪の長さが違う髪型

(校舎内外での生活)

第4条 校舎内外での生活については、良い習慣が身に付くよう、指導の徹底を図る。

【玄関ホールの使い方】

- ・多くの人が行き来する場所であるので、速やかに上靴・運動靴の履き替えを済ませ、黙って移動する。
- ・運動靴についていた泥・砂などは、玄関に入る前にマット等で丁寧に落とす。

【廊下・階段での安全歩行】（生徒指導規程第11条に準ずる。）

- ・右側歩行をする。

- ・遊ぶ場所ではないことを自覚して、他の学級の迷惑にならないよう黙って歩く。（大きな声で叫んだり、走ったりしない。）
- ・みんなが使う場所であるという公共心を持ち、壁面に足跡をつけたり蹴ったり落書きをしたりしない。

【多目的教室】

- ・畳の上では上靴を脱ぐ。（上靴は揃えて置く。）

【エレベーターの使用】

- ・児童だけでは使用しない。必ず教職員の指導の下で使用する。
- ・エレベーターは、給食配膳時に使用するので、その時間帯は別の用事で使用しない。

【4階の特別教室の使い方】（生徒指導規程第10条に準ずる。）

- ・音楽室・図工室・理科室・家庭科室・図書室（パソコン教室）の使用については、教職員の許可を得る。廊下を含めて学習の場所であるので、遊びに使用しない。

【上靴・運動靴の使用範囲】

- ・校舎内の廊下・階段・ゴミ捨て場・体育館は上靴使用ができる。
- ・運動場・学年園周辺は、運動靴使用とする。
- ・玄関東側前テラスは運動靴・上靴の両方とも使用ができる。

【児童の遊び場所】（生徒指導規程第11条に準ずる。）

- ・大休憩・昼休憩の遊び場所は、校舎南側の運動場で遊ぶ。駐車場付近や校舎の東側・北側（アスファルト部分）では遊ばない。
- ・廊下・階段・体育館の渡り廊下などで遊ばない。

【放課後等の自転車置き場】

- ・学校に乗ってきた自転車は、校門を入ってすぐ右側に一列に揃えて置く。運動場内に自転車を乗り入れてはならない。
- ・自転車を置く向きは、前輪を歩道側に向けて止める。

(登下校)

第5条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登校する。学区児童会等で登下校の振り返り、改善を図らせる。改善が見られないときは、個別指導を行ったり保護者の協力を得たりしながら指導を継続する。

- (1) 道路に広がって歩かず、右側を2列以内で歩く。歩道やブルーラインがあるところは、歩道やブルーラインの中を歩く。
 - ・特別な理由がない限り、歩いて登下校する。
 - ・病気やけが、その他の理由で車での登下校を必要とする場合は、学校長の許可を得る。
- (2) 決まった通学路を通って登下校する。
 - ・南小学校西側道路は、信号機のある横断歩道を必ず渡る。
- (3) 知らない人について行かない。
- (4) 遊びながら歩いたり、寄り道をしたりしないで登下校する。
- (5) 外傷防止や安全確保のため、ポケットに手を入れたり、フードをかぶったりして歩かない。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第6条 登校・遅刻・欠席・早退・外出等については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規定を定める。

- (1) 登校時刻は、7：45（開門）から8：10
- (2) 完全下校時刻は、15：50
- (3) 欠席および遅刻の場合、7：45～8：10までに、保護者が欠席・遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、教室に行く。
- (4) 早退の場合、事前にわかっている場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。
- (5) 登校したら、原則校外には出ない。特別な理由がある時は、職員室に連絡して許可を得る。
- (6) 3日以上欠席が続く場合には家庭訪問したり、保護者等に来校してもらったりして家庭との連携を密に取る。
- (7) 病気やケガ、入院等以外の家庭の都合や体調不良等での欠席が5日以上続く場合、また同様の理由で欠席日数が20日を超えた場合には、保護者に来校してもらい、対応等について連携をする。

(朝の準備)

第7条 登校したら学習の準備をする。靴そろえ・挨拶・学習用具の整頓の仕方を規定し、速やかに学習に取り組む態度を育む。改善が見られないときは、個別指導を行い、徹底を図る。

(学習規律)

第8条 授業については、自己の力を伸ばすため、持ち物や学習規律等について規定し、基礎学力の徹底を図る。毎日の自己の振り返りや担任による指導で定着を図るが、定着の難しい児童には個別指導や保護者との連携を行っていく。

【学習習慣】

- (1) 授業準備・終了時の挨拶
- (2) 学習を始める準備

(持ち物)

第9条 学校には、教科書・学習品等、学校生活に必要なもの以外は持ってこない。違反があった場合、学校で預かり懇談時に保護者に返す。また特別な指導を行う場合もある。

- (1) 自分の持ち物には、必ず記名する。
- (2) 筆箱の中身は、鉛筆5本以上、消しゴム、名前ペン、赤鉛筆（高学年は赤ペンも可）, 定規を基本とする。その他、必要なものについては、担任が指示する。
- (3) お道具箱・お道具袋の中身は、はさみ、のり、クレヨン、クーピー（または色鉛筆）を基本とし、その他、必要なものについては、担任が指示する。
- (4) カバンや筆箱などの学用品に、飾り（キーホルダーなど）をつけない。
- (5) 置き傘は折りたたみ傘とし、記名して教室のロッカーに入れる。傘立てに入れた傘は、その日のうちに持つて帰る。
- (6) 飲み物として、水筒にお茶または水を入れて持参してもよい。水筒の代わりにペットボトルを使用してもよいが、ペットボトルをゴミとして学校に捨てない。

- (7) 冬にカイロを使用してもよいが、ポケットから出さない、必ず家に持ち帰る。
- (8) 持って来てはいけないもの
お金、携帯電話や情報通信機器、ゲーム類、マンガ、お菓子、装飾品、シャープペンシル、カッターナイフなどの危険物、その他学校での学習活動に必要でない物。
- (9) クロームブックの使用については、別紙規程の通りとする。

(特別教室の使い方)

第10条 児童の安全と施設の正しい使い方を身につけさせるため、特別教室の使い方を規定する。当該年度の最初に使用するときに指導を行う。鍵の管理、施錠・開錠は教職員が行い、勝手に使用したり、誤った使い方をしたりした児童には個別指導を行う。また、全体指導も併せて行い、再発を防ぐ。

(休憩時間)

第11条 安全に楽しく過ごすために、休憩時間の遊び方について規定する。決まりを守れない児童には、担任と生徒指導担当等が連携して指導にあたる。繰り返し守れない場合は、生徒指導委員会等で協議し、禁止措置などを執る。

- (1) 休憩時間に、特別教室や体育館に勝手に入らない。
- (2) 雨の日は、教室で工夫して静かに過ごす。
- (3) 廊下、階段、校舎東・西・北のアスファルトの上では遊ばない。
- (4) 遊具の近くで、ボールを使って遊んだり、おにごっこをしたりしてはいけない。
- (5) 使ったボールや一輪車は、責任を持って片付ける。
- (6) 校内放送は、動きを止めて静かに聞く。
- (7) 教室、廊下、階段は走らない。
- (8) 廊下・階段等は、安全に配慮して右側を通行する。校長室・事務室・職員室前は無言で通行する。

(給食)

第12条 自分の健康を考えながら楽しく食事ができるように、給食の服装・準備・後片付け・マナーについて規定する。年度当初に学級指導を行い、適時、全校・学級・個別指導を行う。規定が守れない児童については、担任と保育部が連携して指導を行う。また、保護者と連携し、協力を仰ぐ。

- (1) 給食準備時には、全員マスクをし、手洗い・うがいをする。
- (2) 給食当番は、特に手を丁寧に洗い、帽子やエプロン、マスクをつけて準備する。
- (3) 前日病気で欠席・風邪・腹痛等、調子が悪い場合は給食の準備をしない。
- (4) 13:10までに配膳室に返す。
- (5) 給食で出されたものを、給食以外の時間に食べたり、家に持つて帰ったりしない。

(掃除)

第13条 自分たちの学校の美化に取り組ませるため、掃除について規定する。教職員が掃除時間に見回り、清掃指導・点検を行う。また、掃除終わりに振り返りを行い、意欲と目標を持って掃除ができる児童を育成する。取組に課題のある児童については、掃除場所担当と担任が連携して、個別指導を行う。

- (1) 掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つ（ピカピカ掃除）として取り組む。
- (2) 時間いっぱい掃除を行う。
- (3) だまって掃除を行う。
- (4) すみずみまで掃除を行う。

(保健室)

第14条 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診を勧める。

(その他)

第15条 その他、以下のことを規定する。

- (1) 学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。次のように故意に行ったと判断される場合は、実費弁償を求めたり、関係機関と連携したりする。
 - ①壊れると予測できる物の方に向かって意図的に物を投げていた。
 - ②意図的に叩いたり、落としたりした。
 - ③破損を繰り返し行った。
- (2) 校外で行われる学校の教育活動（遠足・社会見学・修学旅行を含む校外活動等）においても、この規程の通りとする。
- (3) 卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、事務室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
- (4) 児童・保護者が相談したいことがある場合、教育関係機関等（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、子育て世代包括支援センター・子ども家庭センター・県立広島大学・学校ふれあい相談室等）の紹介を行う。

第3章 校外生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容を記載し、学校・家庭・関係機関と連携を取り、指導するものである。

(携帯電話やスマートフォン等について)

第16条 児童が学校生活外において、携帯電話・スマートフォン等を所持・使用することを学校として禁止しないこととする。その使用方法、管理等については、保護者の責任のもととする。また、ネットいじめや極度の依存の問題等の事案に対しては、学校では対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求ることとする。

(遊び)

第17条 校外でも安全な生活を送るために、遊ぶときのルールや決まりを定め、学期始め・学期末に一斉指導を行う。また適時、個別指導を行う。ルールを守れないなどの課題がある児童については家庭と連携し、協力を得ながら個別指導を積み重ねる。

- (1) 外出するときは、「行き先」「帰る時刻」を家人に伝えて出かける。
- (2) 3月から9月は18:00、10月から2月は17:00までに帰宅しておく。
- (3) 友だちの家に行って、子どもだけの時は、家の中で遊ばない。

- (4) 友だち同士でゲームの貸し借りや、おごったりおごられたりのやり取りをしない。
- (5) 友だち同士で、物をもらったりあげたりしない。交換もしてはいけない。
- (6) 校区外へ子どもだけで行かない。
- (7) 危険な遊びや人に迷惑をかける遊びはしない。（エアーガン、金属バット等、火遊び、海や川での遊び、キックボード、ウェイクボード・スケートボード等）
- (8) 子どもだけで、店に入らない。必ず保護者同伴で行き、行動を共にする。
- (9) 子どもだけのときには、屋外でお菓子を食べない。
- (10) 夜間は、遊びに行かない。用のない限り、子どもだけで18:00以後外出をしない。
- (11) 学校を含む公共施設を使う時は、許可を得てマナーよく使用する。
- (12) 知らない人（不審者）に声をかけられても、絶対についていかない。

（交通安全）

第18条 交通ルールを守り、安全な歩行や自転車の正しい乗り方が身につくよう、適時個別指導・一斉指導を行う。特に、交通事故のほとんどは、路上遊び、飛び出し、車の前後の横断、自転車によるものであり、重点として指導する。

交通安全については、交通安全協会等と連携し、年1回以上の交通安全教室を実施して意識を高める。ルールを守れない等の課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

- (1) 自転車の点検（特にブレーキ）を行う。
- (2) 自転車に乗るときはヘルメットを必ず着用する。
- (3) 左端を一列に。二人乗りをしない。片手運転をしない。
- (4) 信号を守り、左右の確認をする。特に、脇道や曲がり角では、出てくる車がないか速度を落として注意して走る。
- (5) 遠回りでも、信号機のある横断歩道を使って渡る。
- (6) 商業施設の駐車場の出入口では、安全を十分確認する。

（防犯）

第19条 自分の命や社会のルールを守り、安全な生活が送れるように、適時個別指導・一斉指導を行う。警察署等と連携し、年1回以上の防犯教室を実施して意識を高める。ルールを守れないなどの課題がある児童については家庭と連携し、協力を得ながら個別指導を継続する。

（児童虐待）

第20条 保護者に児童虐待やネグレクト（育児放棄）が疑われる場合は、児童福祉法により学校から関係機関に通告する。

第4章 特別な指導に関するここと

（生徒指導の充実）

第21条 教職員が、生徒指導の三機能を生かした教育活動を実施することによって、問題行動等を未然に防止できるような積極的な生徒指導を行う。

- (1) 自己存在感の育成。
- (2) 自己決定の場を与える。
- (3) 共感的人間関係の育成。

(特別な指導を実施するにあたって)

第22条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。また、この機会に学力の補充を行う。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 法規・法令に違反する行為、いじめ、暴力行為（対教師暴力を含む）を行った場合は、警察・市教委・子ども家庭センター等の諸機関と連携をとる。
- (5) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う（目安となる日数を第25条に明記）。また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(問題行動への特別な指導)

第23条 次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法規・法令に違反する行為
 - ①飲酒、喫煙
 - ②対教師・児童への暴力、威圧・強要行為
 - ③建造物・器物破損
 - ④窃盗、万引き
 - ⑤交通違反
 - ⑥刃物等の所持
 - ⑦いじめに關係している場合
 - ⑧携帯電話やインターネットにより他人の誹謗中傷や不正な利用をした場合
 - ⑨登校後の無断外出・早退
 - ⑩家出及び深夜徘徊
 - ⑪その他、法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の「生徒指導規程」等に違反する行為
- (3) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- (4) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導の方法)

第24条 特別な指導のうち、本校の定める反省指導の段階は、次の通りとする。

- 第1段階—本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成および保護者への連絡
第2段階—第1段階の指導を踏まえた保護者との面談
第3段階—第2段階の指導を踏まえた学校からの懲戒(別室反省指導・授業反省指導等)
※段階指導の途中で問題行動を起こした場合は、その次の段階の指導を行う。

(反省指導の実施)

第25条 反省指導は、原則として学校反省指導とする。学校反省指導は、登校させて別室で行う別室反省指導と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導の2段階とする。

- (1) 反省期間中にあるテスト等は、別室で行う。

- (2) 反省期間中にある学校行事や校外諸行事への参加は、別途協議する。
- (3) 授業中および家庭での過ごし方を記録し、学校、保護者が連携をもつ。
- (4) 保護者参観による授業観察指導においても改善が見られない児童には、該当生徒の保護者を含めPTAによる授業観察を行う。

(学校反省指導の期間)

第26条 別室反省指導の期間は、概ね1日から3日とし、授業反省指導の期間は、概ね3日から5日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(再発防止の指導)

第27条 再発防止のために、問題行動発生日から1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後に特別な指導を行う。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

(授業妨害への指導)

第28条 騒ぐ・暴言・許可なく教室を退出する等で他の児童が落ち着いて学習できないようなことをを行い、指導に従わない場合は、生徒指導担当・学年主任等に連絡し、生徒指導担当等が別室で指導する。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

(規程の周知)

第29条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。学校に来校しない保護者に対しては、必要に応じて家庭訪問等を行い、周知を図る。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年3月1日より一部改正、施行する。

この規程は、令和2年4月1日より一部改正、施行する。

この規程は、令和3年4月1日より一部改正、施行する。

この規程は、令和4年4月1日より一部改正、施行する。

この規程は、令和5年1月10日より一部改正、施行する。

○児童が自ら考え、自分たちで答えを導き出す学びが必要であり、校則においても、児童自身が主体的に考え、行動できるようにすることを大切にこの規程を制定している。

○自分たちの決まりは自分たちで守るという民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる児童を育成することを目的に制定している。